

会 議 録

会議の名称	第45回和泉市個人情報保護審査会
開催日時	令和4年7月22日（金）午前10時から午前12時まで
開催場所	和泉市役所3階3B会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審査会委員 島田職務代理、塚田委員、的場委員、八木委員 ・実施機関、事務局職員（総務部総務管財室） 大西室長、松井総括主幹、澤田総括主査、堀田主事
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議公開 傍聴者なし

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

<p>1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）</p> <p>（1）個人情報保護制度の概要について</p> <p>別紙1に基づいて、担当課から説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、また、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を図るため、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月に施行される。本市における個人情報保護制度は、和泉市個人情報保護条例に基づき運用しているが、個人情報保護法の法改正後は、個人情報保護法に基づく運用となることから、和泉市個人情報保護条例は廃止し、和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものである。 <p>今後のスケジュールとしましては、本日と来週29日に審査会に諮問し、9月頃にパブリックコメントを実施の上、令和4年の12月議会に法施行条例を提案する。法施行条例の施行期日は、改正個人情報法と同日としている。</p> <p>法施行条例には、個人情報保護法の趣旨に則り、必要な事項を定めるもので、その事項は3ページに記載のとおり。</p> <p>4ページ以降に、個人情報保護法と和泉市個人情報保護条例の比較表を載せており、一番</p>

右の欄に、比較点等を記載している。比較点等の欄中に点線で囲んでいるところが、法施行条例に規定するかについて、みなさまのご意見を頂戴したい箇所となる。

職務代理 こちらについては、詳細検討項目と合わせて質問いただけたらと思う。

(2) 【検討項目1】 条例要配慮個人情報について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- ・ 改正個人情報法第2条第3項に、要配慮個人情報という概念が規定されており、また、法第60条第5項の規定により、地域の特性に応じて特に配慮を要するものとして、条例要配慮個人情報を法施行条例で定めることができる。

現条例では、センシティブ情報という概念を規定しているところ、条例要配慮個人情報を新たに法施行条例で定める必要があるかを検討するものである。

記載の表のとおり、要配慮個人情報は、センシティブ情報の範囲をすべて包含していること、条例要配慮個人情報として特に取得制限を設けることができないことから、法施行条例で規定する必要性はないものと考えている。

職務代理 原則取得禁止の制限がなくなり、それを制限する条例も制定できない。その上で、要配慮個人情報を条例で制定する意味があるのかということかと思う。情報の範囲も幅が広いので、その中に、LGBTとか生活保護の受給とか、特定の地域出身であるということも解釈上入るとも思われるが、何かご意見等あるか。

的場委員 1ページ目の表のところの例示としてLGBTや生活保護の受給が記載されているが、これは、現条例のセンシティブ情報に含まれているという認識でよいか。それとも新たに含むという話になるのか。

担当課 現条例のセンシティブ情報というのが、幅広く対象とするような規定なので、時代の実情に即して、LGBTや生活保護の受給について、すべてセンシティブ情報に含まれるという認識はある。

八木委員 別紙2の表の例示というのはだれが例示しているのか。

担当課 国の個人情報保護委員会が、各市施行条例を定めることができるものとして挙げている。

八木委員 現行の条例では、LGBTなどは含まれているが、法は適用されるものに入っておらず、範囲が狭くなるという認識でよいか。現行の条例と同じようにしようとするのであれば、定めておかなければ範囲が狭まってしまうけれども、その是非を検討すればよいか。

担当課 市の条例のセンシティブ情報の規定がおおまかなものになっているので、広く含まれる。改正個人情報保護法改正では要配慮個人情報としては、あくまでも例示列挙している。それに加えて、特に地域の実情に応じて、という制約があるので、そこをあえて個別で規定するか。なんらの制限をつけることができない部分をどう考えるか。特に一定の地域の出身であることを条例要配慮情報として施行条例に規定すると、和泉市ではそのような地域があると殊更強調するような形になりかねない。そのため規

定することに慎重にならざるを得ない。

八木委員 他市ではどのようにしているのか。

担当課 近隣市12市町では施行条例に規定する予定の団体は今のところない。

八木委員 範囲が狭くなることについては、気になる。

塚田委員 現状だと、大まかな規定にしてあって審査会にかけて審議して判断できていた。今後は、審査会にかけることがなく、項目で自治体で直接判断することになると狭くなるのはどうなのかということになる。また項目を加える場合、はっきり細かく規定しないと、自治体として今後判断する上で困るのではないか。

担当課 例示されているのが限定的で具体的なものになるので、現条例のような大まかに定めることができない。要件として定めるのであれば、限定して規定する必要がある。

特に地域の実情に応じてというなかで、LGBTや生活保護の受給や一定の地域の出身が、果たして特定の地域の実情といえるのか。自治体で定めるものではなく、国として保護すべきであると思われるなかで、本市として個別で定めるべきか。

運用の手引きの中では例示列举はしており、要配慮個人情報として含まれる。本市条例は社会問題となった後に、当該条例の規定内に含まれるかという運用を行っていたので、先出して規定を定めることは難しい。

八木委員 例示であげられている項目以外には、特に和泉市として定めておかなければいけないような項目はないという前提でよいか。

担当課 はい。

職務代理 あまり例示を細かく決めると、例示に挙げられていない項目は要配慮ではないのかという風に捉えられかねない。

例示として挙げられている以上、国の要配慮個人情報に該当しないものと思われる。ただ定めたところで、取扱いとして差異が生じるのか。個人情報ファイル簿に記載はするが、報告する必要がない事項になるということか。

条例で特別に定めた場合、審議会で審議することになるか。

担当課 審査会で審議するという手続きはない。対外的にこのような項目を要配慮としているという発信にはなるが、実効性はない。

職務代理 承認については、項目ごとにさせていただく。

施行条例で定めないということによろしいか。

委員一同 同意。

(3) 【検討項目2】個人情報ファイル簿以外の帳簿について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- 改正個人情報法第60条第2項に、個人情報をデータベース化したものを指す、個人情報ファイルの概念が規定された。また、同法第75条において、個人情報ファイルについて必要事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が規定された。同法第75条第5項で、個人情報ファイル簿以外の帳簿について、法施行条例で規定できることから、規定する必要があるかを検討するものである。
- 本市では、個人情報取扱事務登録簿を条例で定めている。

3ページのイメージ図にあるとおり、個人情報ファイルや課税台帳というものがあり、これらが個人情報ファイル簿にあたる。課税台帳がどのような種目があるかという、賦課や徴収というものになる。他方、法の個人情報ファイル簿は、その課税情報について記載する。これまで事務単位で管理していたものを、個人情報の所在単位で管理することになる。

- ・ 別紙2記載の表のとおり、基本的な記載項目に違いはなく、個人情報ファイル簿のみで事務登録簿の役割は達成でき、両者を併存させると、2種類のを公表することになり、紛れが生じるおそれがあることから、法施行条例に、事務登録簿を規定する必要性はないものと考えている。懸念事項としては、1,000人未満の個人情報ファイルは、ファイル簿の作成・公表の対象とならず、利用者の閲覧できるファイル簿に限られるおそれがあるため、500人以上を作成・公表の対象とするなどして、その範囲を広げる運用をすべきと考えている。

職務代理 意見等はあるか。

具体的なイメージが持ちづらいように思うが、別紙2のイメージ図中の事務取扱登録簿のうち、たとえば「賦課」の場合、具体的にどのような情報が載っているのか。

担当課 事務において、どういう個人情報を取り扱っているのかというものを書く、例えば氏名、住所、生年月日を使っているのであればそれを記載している。後は、外部提供の有無が書いてある。外部提供しているのであれば根拠とどういった個人情報をどのように取り扱っているのかということをもとめている。

職務代理 それが個人情報ファイル簿になると、この情報は何に使っているのかという情報が載ってくることになるのか。

担当課 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿の利用目的を記載する欄があるので、課税台帳として使っていたという内容は記載される形になる。

(個人情報ファイル簿閲覧)

的場委員 現在ある事務登録簿というのはこの後どうなるのか。

担当課 現在、市の市政情報コーナーに置いているが、来年の4月からは、これと入れ替わりで個人情報ファイル簿が市政情報コーナーに置かれることになる。またホームページにも載せるといって、市民に対して、公表することになる。

的場委員 今使っているのは最終的に破棄されるのか、適正に管理されることになるのか。

担当課 今ある登録簿は破棄する。登録簿の内容としては個人情報は含まれていないので、廃棄に関しては特別配慮を要するものとはまではいえない。

今までの登録簿については、事務単位での記載であるために、市の職員が作成しやすいものになっているが、個人情報ファイル簿になれば個人情報のデータベースごとに作成されるようになるので、より利用者目線の管理になる。また、市では個人情報の内部監査を行っており、詳細な管理状況を記載している個人情報管理台帳を作っている。内部の職員で個人情報の取扱いのチェックを行っており、今までの事務登録簿がなくなったことをもって、個人情報の取扱いがずさんになることはないと考えている。

職務代理 ファイル簿はひな形が国から与えられているのか。

担当課 与えられているが、今までに比べおおまかな様式にはなっている。

職務代理 全庁的にも使っていくというようになっているのか。

担当課 そうである。記載内容も法で決められているので変えられない。

(ひな形閲覧)

職務代理 思ったより、おおまかである。

的場委員 逆に職員が使いにくくなるか。

職務代理 チェックしていけば記載ができあがるような形になればと思うが。

担当課 実際記載項目をどう書くべきか。

八木委員 少々不親切な印象を受ける。

担当課 現時点で示されているものではあるので、もう少し変更はあるかと。

的場委員 現場のこと考えていないように思う。

職務代理 電子化から流し込めるようにできれば。

八木委員 個人情報ファイル簿に作り変えるのは大変そう。

担当課 様式については、システム化も検討している。初期段階では難しいかもしれないが、チェック項目での対応も考えられる。

職務代理 独自に作るかということを決めるだけか。利用者の1000人未満を、500人以上とすることについて、別のところで検討する形か。

担当課 現時点で、個人情報ファイル簿への記載項目の洗い出しができていない状態である。洗い出しをしていく中で、人数について、適切な規模を見つけて対応させてもらいたい。

なお、近隣市の状況でみると、500人以上で対応する予定のところが多い。

塚田委員 現行の事務登録簿は各事務を担当している部署のところで、記入して提出するという形とすると、新しい登録簿は誰が取りまとめてシステム化していくのか。各担当課からもらった情報をまとめて入力する形になるのか。

担当課 入力自体は各課でもらうが、導入当初は総務管財室も入りながら、共同で制作したうえで、総務管財室で取りまとめて公表する。

今までであれば、一つのデータベースに基づいて、いろんな事業をしていた場合は、それぞれの事務ごとに作っていたが、今後はデータベースを所管している部署の方で、ファイルを作っていただくような形になると思っている。

職務代理 ではこの検討項目について、別の帳簿を条例で定める必要はないということによるしいか。

委員一同 同意。

(4) 【検討項目3】死者に関する情報の取扱いについて

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- ・ 現条例では、死者に関する情報も個人情報として保護が図られているのに対し、改正個情法では、個人情報は生存する個人に関するものに限られることから、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設ける必要があるかを検討するものである。死者情報でも、生存する遺族の情報といえる場合は、個人情報に該当すること、和泉市

情報公開条例では、死者情報も不開示情報となることから、死者情報の保護が大きく緩和されるものではないため、別の保護措置を設ける必要性はないものと考えている。

また、現条例において、遺族の請求により、死者情報を開示していたが、今後は、その死者情報が生存する遺族の個人情報として開示できるかを国の運用・解釈に基づき個別に検討し、対応する。必要に応じて、遺族に対する死者情報の提供の制度の整備を行うかを検討する。

八木委員 個別の制度で開示するということが、検討をするのはどの段階か。検討した結果提供しないことも考えられるのか。

担当課 死者に関する情報も生存者の情報として含まれるかどうかというのがポイントで、どのようなものか見解が明らかでない。国からも見解が示されていない。たとえば、介護認定も生存者の情報として含められるという見解なのであれば、個別の制度は必要がない。そのため、今はその見解を待っている状態である。

八木委員 今までのものを出すという方向性では変わらないのか。

担当課 維持する。

八木委員 法の制度になるのか、他の制度になるのかという問題か。

担当課 はい。

的場委員 来年の4月2日に請求が来た場合は、これまで通り公開する予定か。

担当課 例えば、その方の相続人であれば、当該相続人の個人情報として開示する。生存者の情報に該当しないとすると、個人情報という扱いにならないので、情報提供の一環として出すことになる。

国から見解が出ていないのであれば、市として来年3月中には運用の整備はしていくことは考えている。

的場委員 承知した。

職務代理 その他に意見はあるか。

では、特段個別には設けないということによろしいか。

死者情報の保護について、個別に規定できるのか。

担当課 例えば死者情報の保護に関する条例を制定するということが想定される。死者の情報が法律で守られないのであれば、条例で規定するということになる。ただ、今回の法改正では特段死者の情報がおろそかになるということにはならない。近隣市が制定するという話も聞いていない。

職務代理 死者の個人のセンシティブ情報は、これまでは開示請求してこなかったのか。

担当課 センシティブ情報は、取得に関して制限はあるが、開示できる人からの開示請求であれば出す。

死者に関する情報について、個人情報ではなくなるが、情報公開条例の不開示情報には含まれるので情報公開請求があっても公開しない。この部分については維持する。

個人情報の開示請求の場合、文書の中に請求者以外の死亡した第三者の情報が入っていたとしても、それに関しては、不開示情報として、個人情報保護法で定められている。請求者以外の第三者の個人に関する情報という規定がある。情報公開制度にお

いても個人情報の保護制度においても、死者の情報は保護されるっていう形になるので、特段別の保護条例を規定して保護する必要が乏しいと考えている。

職務代理 遺族であったとしても知られたくない情報はあるのかなと思う。

担当課 今の和泉市では遺族であれば出している。

職務代理 定める必要がないということによろしいか。

委員一同 同意。

(5) 【検討項目4】開示請求に係る不開示情報について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- ・ 改正個人情報法第78条に、開示請求に係る不開示情報が規定されている。この不開示情報について、和泉市情報公開条例の不開示情報との整合性を確保するために、別に不開示とするものを法施行条例に規定するかを検討するものである。別紙2記載の表のとおり、改正個人情報法と情報公開条例の不開示情報は同じことから、法施行条例に規定する必要性はないと考えている。

各号における詳細な比較は、次ページ以降に記載している。また、情報公開条例と改正個人情報法の不開示情報の規定ぶりが異なることから、情報公開条例を一部改正し、法の規定ぶりに合わせるべきと考えている。

的場委員 情報公開条例についての一部改正を検討するというのは、どのようなスケジュールになるのか。

担当課 来週情報公開審査会へ報告させてもらう。個人情報保護条例の廃止と同じタイミングで情報公開条例の改正の行う予定。

職務代理 細かくなっているような、なっていないような。事務事業が遂行情報として少し細かくなってるのかなという感じはする。

職務代理 新規検討等に関する情報とかいうことはかなり広そうな感じがするが。

的場委員 (5)のことか。

職務代理 そうだ。あまり変わらないような気もするし、提供情報というのがなくなっているが、これは、個人に関する情報とか、法人に関する情報の中に含まれるのか。

担当課 表に記載のとおり、個人情報又は法人情報に含まれると考えている。

職務代理 情報公開条例だと、公開しないことを条件として、任意提供にされた情報というのが、不開示になっていたものが、この行政機関情報公開法だとどうなるのか。

担当課 法人等に関する情報として、国の指針が示されているが、開示しない条件で任意提供を受けたものもそこに含まれるとなっている。

職務代理 そんなに変わらないということか。

担当課 はい。

職務代理 大阪市の審議会で、情報公開しないことを条件として提供されたものかどうかというので、どっちかという議論があったので。ここは少し気になったが、同じような規定ができるのであれば、変わらないということか。

八木委員 改正個人情報法の(6)審議検討等に関する情報について、情報公開条例を法に合わせ

た表記になるということか。条例では、調査研究というものが入っているので、同一のものか疑問。どういう扱いになるか。

担当課 条文の文言上は、そのようになっているが、国から示されているガイドラインにしても同一のものを並べている。明記はされていないが近いものが想定されている。

八木委員 調査研究に関しては改正個人情報法に含まれているか。

的場委員 10ページのところに記載されている。

国の法律では、国の安全と公共の安全が明確に分けられている。それについては、市としては公共の安全と秩序でカバーされるのか。文言を変える予定か。

担当課 個人情報保護法は、他の行政機関も対象にしているので、4号は国の安全について書かれているが、国の場合は、当該号を参照することになる。7号で、市がもっている国の安全に関する情報が含まれるのであればという規定になっている。

改正にあたっては、齟齬を埋める予定はしている。

職務代理 答申の方針としては施行条例に規定しないということは、情報公開について、法に合わせて文言の修正を検討するというだけということか。

検討するというのは、改正するけども、文言を検討するということでよろしいか。

担当課 情報公開審査会で、文言修正を含めて資料をもって報告する。

(6) 【検討項目5】開示等の請求に対する決定の期限について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- 改正個人情報法における開示等請求の決定期限が現条例よりも長くなることから、改正個人情報法と異なる決定期限を法施行条例に規定するかを検討するものである。これまで開示請求においては15日以内に開示する運用をしているところ。別紙2記載の表のとおり、現条例の決定期限を延長したことはほとんどなく、これまでよりも決定期限を長くすると住民サービスの低下になりうること、情報公開の決定期限との誤解を生じる可能性があることから、法施行条例に現条例と同じ決定期限を規定すべきものと考えている。

職務代理 令和元年に市が行った延長は、15日に加えて、15日の延長なのか。

担当課 介護に関する開示請求で、対応記録等の開示を求められ、記録が多く、第三者の名前等が多数あったため、黒塗り箇所が多数であったというものである。

職務代理 個人情報委員会に聞かなければならないという事態が生じて、間に合わないということについては考えられないか。

担当課 情報公開請求であれば、公開してほしいという情報が大量になったり、ノウハウ等で第三者照会をしなければいけない場合があるが、個人情報開示の場合は、そのようなことがほとんどない。

職務代理 法律では30日でさらに30日という形で、条例で短くして守ることができない可能性があるのであれば、期間が長い方がいいのではないか。他方で、市民サービスのこともある。

新しい法律であるので、やってみなければわからないのではないかと思う。もし、対応できないということになれば30日にかえるということもできるか。

担当課 条例改正すれば可能である。

決定期限の特例という条文もある。30日以内にできない場合や著しく事務に支障が生じる場合には、一定部分開示した後に、相当の期間を定めて残りの部分を開示するという特例措置もありうる。

的場委員 方向性はわかったが、開示のみが15日で、訂正等が30日なのはなぜか。

担当課 制定時のことは分からないが、開示は年にそれなりの件数があるので所管課としても処理に慣れている部分があるが、訂正等については、件数がないことから時間がかかると思われる。

また、開示請求は、ある文書を出すという手続きで、訂正等請求だと調査が必要となるため、機械的に処理ができないため日数が長く設定されていると思われる。

職務代理 訂正請求の場合、単純な誤記ではなく、書いている内容が不十分というようなもので間違っているのか否かが判断が付きにくいような気がするので、日数がかかるだろう。

的場委員 訂正は国の法律に合わせるというのではないのか。

担当課 件数がないなかで、延ばすというのは市民感情的に受け入れがたいと思われる。

職務代理 期限は現状維持で施行条例に規定いただく。不都合があれば、条例改正で対応するというところでお願いします。

(7) 【検討項目6】開示請求の手数料について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- 改正個人情報法第89条で、開示請求の手数料を法施行条例で定めるものとなっていることから、当該手数料について、検討するものである。

国では、手数料として300円（オンライン200円）の一律手数料を定めているが、それぞれの公文書量に差があり、開示請求を妨げるおそれがあること、情報公開制度との紛れが生じるおそれがあることから、現条例・情報公開制度と同じく、手数料は徴収せず、実費徴収のみを行うことが適当だと考えている。なお、録音カセットテープ及びビデオカセットテープについては、請求の見込みが限りなく少ないことから、これらは設けない。あわせて、情報公開及び審査請求についても、これらの規定を削る。

職務代理 カセットテープとビデオテープを削って、実費相当額と書くのか、なくすのか。

担当課 削りつつ、実費という規定は残しておく。

八木委員 改正個人情報法第89条2項に実費相当額の手数料となっているが、14ページ方針として手数料を徴収せず実費徴収とする。

担当課 国のQ&Aで、手数料でなく実費としても可能だという見解がでている。

塚田委員 市として、手数料と実費で、内部的に取扱いが異なってくるのか。

担当課 歳入科目が違う。手数料については、自治法上、条例で定めなければいけないという違い。

八木委員 数量として、実費相当額ということが出てきてしまう。施行条例で手数料にすると、カセットテープの手数料は実費相当額という決め方になってしまう。

手数料は1枚いくらという決め方ができるのか。

担当課 国の答えではあるが、今まで一律でとっているところはなく、従量制の手数料として定めてもいいですよとされている例はある。

八木委員 他市はどのように定めているのか。

担当課 従前どおり実費をとるのが12市町あった。

塚田委員 実費の根拠はと問われた場合は、証拠としてだせるものはあるか。

担当課 ない。

八木委員 カセットテープを持ってきてくれたらという話の方がよいか。他でもっと安いとなると困る。

職務代理 1枚10円だと5円コピーもありうるかと。10円が厳密な実費かといわれると難しい。

塚田委員 コピー代は一般的に広まっているので大丈夫かと。コピー代より、カセット代は言われそう。

八木委員 金額が想定を超えてくる可能性がある。

担当課 実際にカセットの規定を削除して、カセットを求められた場合、実費としてはこちらが調達した費用そのまま徴収することになる。

塚田委員 事前に金額を伝えるのか。

担当課 はい。

担当課 カセットテープで請求されたとしても、機械がなく対応できない。ビデオテープも同様。今後の運用としては、カセット等を求められたとしても対応できないという扱いにすることは考えられる。

八木委員 それについては検討していただいてよいと思う。

担当課 かなり特殊なもので請求できたとしても断らざるを得ないので、時代の流れでそういう対象になっているだろう。

職務代理 削除するのも一つかと思う。

八木委員 できないものを規定しておくのは、あまり好ましくない。

的場委員 他市はどうなっているのか。

担当課 削っている。

八木委員 削った方がよいかと。

職務代理 機械がなくできないのであれば、削った方がよい。

八木委員 規定があるのに、機械がないのでできませんというのはおかしい。

的場委員 十分削る理由はたつ。

塚田委員 現行条例で書いてあるCDについて、文書1枚10円について、この「枚」は文書の1枚のことなのか、CDの1枚なのか。

八木委員 これは実費といえるのか。

塚田委員 10枚以上の枚数は、スキャンした文書が10枚以上ということか。

八木委員 11枚目からは10円加算されるという形か。

塚田委員 10枚超えるとCD1枚100円にプラス10円ということ。

職務代理 名目的には手数料ということになるのか、実費になるのか。

担当課 条例の中に実費とおく。個々の金額は条例事項ではないので規則で規定する。

(8) 【検討項目 7】 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
別紙 2 に基づいて、担当課から説明を行った。

- 改正個人情報法第 5 章第 5 節で、行政機関等匿名加工情報の提供等が定められ、この匿名加工情報の利用契約に係る手数料を法施行条例で定める必要があることから、当該手数料について、検討するものである。

匿名加工情報とは、特定の個人が識別できないように加工した個人情報であり、民間事業者がその事業に活用することができるとなっている。匿名加工情報の提案募集手続の流れは別紙 2 記載の図のとおり。国の手数料の額とその積算は、別紙 2 記載の表のとおりとなり、和泉市の人件費単価の額をこの積算に当てはめて算出された額を法施行条例で規定すべきものと考えている。

職務代理 この具体的な金額は、規則ではなく、条例で定めなければいけないか。

担当課 この金額は、手数料の扱いでの徴収になるので、条例で規定する。

塚田委員 人件費単価が変わるたびに、条例は改正するのか。

担当課 市の財政課では、手数料条例を 5 年に 1 回改定している。それに合わせて改定する必要があると考えている。今回直近で改定されたときの額で、積算で行っている。

八木委員 「政令で定める額を標準として」の標準は、金額が超えても大丈夫か。

担当課 はい。実際、3 年前の改定の際には、制度としてはあった。この数年で制度を導入しているのは千葉県市川市の 1 件だけである。

的場委員 加工情報作成というのは求められた情報を管理されている部署がされるか。

担当課 運用については未確定。総務管財室も入らなければいけないかなとは思っている。

職務代理 政令で定める額について、平成 28 年度の単価、積算が平成 30 年から令和 2 年でされているから高くなるのか。特にいうことはない。こちらはこのとおりでよろしいか。

委員一同 同意。

職務代理 残りの検討事項については、次回審査会で行う。

以上

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。